

平成27年11月16日

答申第636号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成15年決算時まで退職手当引当金を従業員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の範囲内で計上しているとなっているが、期末要支給額に対する退職手当引当金の計上割合は、原則的に変動することはないと思う」とした上で、実際は平成11年度から14年度にかけて変動しているとして「変動する理由が分かる内部文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため、開示することができないとした。

なお、当時の退職手当引当金については、「賃金の支払の確保等に関する法律」に鑑み、期末要支給額の25%を努力目標として財政の許す範囲内で積み立てる一方、退職者が増加した際に引当金を取り崩しており、これにより引当金の計上割合が変動したことを情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月16日（第228回審議委員会）

第650号諮問、審議、答申